

トクヤマグループは、「トクヤマグループ行動憲章」のもと、『トクヤマグループ独占禁止法・競争法遵守方針』（以下、「本方針」）を定め、トクヤマグループの全役職員にて遵守してまいります。

『トクヤマグループ独占禁止法・競争法遵守方針』

1. 基本的な考え方

トクヤマグループは、公正な企業活動の推進において、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行います。

2. 適用範囲

本方針は、トクヤマグループの全役職員に適用します。また、トクヤマグループの取引関係者などに対しても、本方針をご支持いただくことを期待し、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引に努めるよう働きかけていきます。

3. 組織体制の整備

トクヤマグループは、独占禁止法・競争法に違反する行為を防止し有事に対応するための実効的な組織体制を整備します。

4. 独占禁止法・競争法遵守の宣言

- (1) 独占禁止法・競争法を厳に遵守します。
- (2) 独占禁止法・競争法違反を未然に防止するために、必要且つ適切な措置を講じます。
- (3) 独占禁止法・競争法またはそのおそれに係る情報に接した場合、適切且つ迅速な対応を取ります。
- (4) 独占禁止法・競争法遵守に係る内部統制を継続的に改善します。
- (5) カルテルや入札談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用などに関する法令等を遵守し、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行います。
- (6) 請負・委託を含む購買取引の公正性と透明性を確保するよう購買基本方針を定め、遵守します。
- (7) 取引先の選定にあたっては、経済合理性のみならず、取引先における社会的責任への取り組みも考慮します。
- (8) 下請事業者に関する法令等を遵守します。
- (9) 政府、地方自治体、その他の公的機関と取引を行う際には、入札その他定められた規則や手順に従って公正に行います。

5. 教育・啓発

トクヤマグループは、独占禁止法・競争法に違反する行為の防止に向けたコンプライアンス意識の更なる向上、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引行為体制の運用の担保のため、役職員に対する教育・啓発を行います。

6. 第三者への対応

トクヤマグループは、第三者を経由した独占禁止法・競争法に違反する取引行為を行いません。

7. モニタリングと継続的な検証・見直し

トクヤマグループは、本方針の遵守状況を定期的にモニタリングし、その有効性を検証して、必要に応じて見直しを行います。

8. 問題発生時の対応

トクヤマグループは、事業活動において独占禁止法・競争法に違反する行為を確認した場合は、是正に向けて適切に対処するとともに、関係当局の調査に全面的に協力します。